

議案第 3 1 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 条第 6 項」を「第 2 4 条第 5 項」に改める。

第 3 条第 1 項中「別表」を「別表第 1」に改め、同条第 2 項中「基礎となるべき職務の区分とその内容は、別に規則で定める」を「基準となるべき等級別基準職務表は、一般職給料表等級別基準職務表とし、別表第 2 のとおりとする」に改める。

第 4 条第 1 項中「前条第 2 項の規則で定める職務の区分」を「等級別基準職務表のほか規則で定める基準」に改める。

第 2 0 条の 3 第 4 項中「行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 1 4 条又は第 4 5 条」を「行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 8 条第 1 項本文」に改める。

第 2 0 条の 4 第 1 項中「職員に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附則第 1 0 項中「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 2 項中「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 0 年 3 月 3 1 日」に改める。

附則第 1 8 項中「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

別表中「別表」を「別表（第 3 条関係）」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 3 条関係）

一般職給料表等級別基準職務表

職務の級	職務
1 級	定期的な業務を行う職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする職務
3 級	1 主査の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする職務
4 級	特に困難な処理をする主査の職務
5 級	1 会計管理者、総括、課長、室長、センター長、所長、主幹及び参与の職務 2 教育次長、館長、事務局長及び書記長の職務

6 級	1 特に困難な業務を掌理する会計管理者、総括、課長、室長、センター長、 所長、主幹及び参与の職務 2 特に困難な業務を掌理する教育次長、館長、事務局長並び書記長の職務
-----	---

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。